

# 医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険税（料）により運営する医療制度です。

## 医療制度の変更点

### ○保険税率の改正

今年度の国民健康保険の税率改正を行います。改正のポイントは左記のとおりです。

年度	医療分		後期分		介護分	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
所得割	5.02%	5.20%	2.28%	2.36%	2.20%	2.28%
均等割 (1人あたり)	21,400円	22,200円	9,600円	10,000円	11,300円	11,700円
平等割 (1人あたり)	15,200円	15,800円	6,800円	7,100円	5,600円	5,800円
課税 限度額	54万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円

- ・所得割の税率の引き上げ
- ・均等割・平等割の引き上げ
- また、課税限度額は上表のとおり変更します。

### ○軽減世帯の拡大(国保・後期)

世帯の合計所得が次の基準以下のとき、均等割と平等割を軽減します。

軽減割合	世帯の合計所得金額 (改定前)	世帯の合計所得金額 (改定後)
5割軽減	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

※保険税(料)額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされない人は、申告が必要です。

### ○旧被扶養者に係る応益割(均等割・平等割)の減免期間(国保)

今年度以降、後期高齢者医療制度における保険料の応益割分の軽減措置が「2年間に限る」とされたことで、国民健康保険においても旧被扶養者に係る保険料の応益割分の軽減措置を「2年間に限り」行います。

なお、応能割(所得割)については、引き続き期限を設けず軽減措置を実施していきます。

### ○保険料の軽減の変更および廃止(後期)

職場の健康保険などの被扶養者であった人について、令和元年度の制度見直しで、軽減割合を本則どおり(資格取得後2年間は5割軽減3年目以降は軽減なし。)とします。なお、所得割額は引き続き課せられません。

### ○保険証を更新します(後期)

保険証(若草色)の有効期限は毎年7月31日です。

- ・新しい保険証(青色)を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。
- ・住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、7月9日(火)までに国保医療課へ事前申請が必要です。

### ▼問合せ

- ・国民健康保険：国保医療課 国保年金係 (☎950123)
- ・後期高齢者医療保険：国保医療課 医療係 (☎950151)

望する場合は、7月9日(火)までに国保医療課へ事前申請が必要です。

### ●75歳以上で医療保険料の均等割9割軽減の皆さんへ

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度、8割軽減に変わります。

※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。

なお、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の人へは、今年10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります。



## お知らせ（国保・後期）

○「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について（国保・後期）

### 【限度額適用認定証】

医療機関受診時に提示することで、医療機関が医療費を請求する際（食事代・差額ベット代等は除きます）、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。

高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、この制度で、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

### 【標準負担額減額制度】

入院時の食事代は1食につき定額負担となつていますが、住民税非課税世帯の人は申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。

また、過去12か月で91日以上の入院がある場合はさらに減額されることがあります。

認定証の有効期限は毎年7月31日までです。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、国保医療課でご確認ください。

○令和元年度の保険料（料）額をお知らせする通知を7月中旬にお送りします。（国保・後期）

・普通徴収（口座振替や納付書）

納期	納期限
第1期	7月31日
第2期	9月2日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月2日
第6期	12月25日
第7期	1月31日
第8期	3月2日

・特別徴収（年金からの天引き）  
年金受給者は、原則として、保険料（料）を年金天引きで納付していただきます。

納期	納付月
第1期	4月
第2期	6月
第3期	8月
第4期	10月
第5期	12月
第6期	2月

ただし、次の場合は普通徴収となります。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合
- （国民健康保険の場合）
- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出で普通徴収（口座振替）で保険料（料）を納めることも可能です。

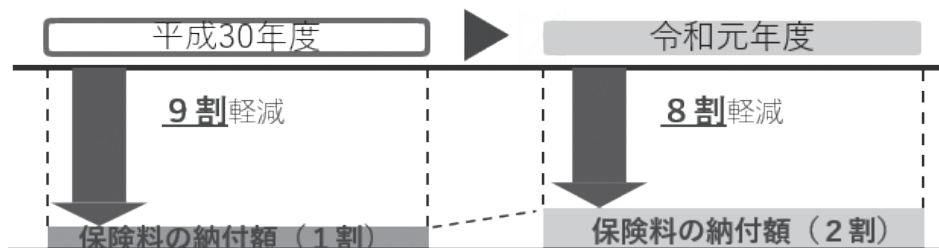
後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収で納めていた場合でも、手続き等で一定期間は普通徴収で保険料を納めることとなります。

## 75歳以上(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆さんへ

(※) 65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の人へは、10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります。



○介護保険料軽減は非課税世帯に限ります。

○老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の住民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）を全て満たす必要があります。

金額は保険料を納めた期間等で異なり、基本的に10、11月分を12月（年金の支払日と同日）に振込みます。

○医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

